

静岡県労政会館の設置及び管理に関する条例（平成17年静岡県条例第59号）第13条の規定により、次とおり指定管理者を指定したので、同条例第14条の規定により公示する。

令和7年1月6日

静岡県知事 鈴木康友

施設の名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
静岡県沼津労政会館	静岡市葵区黒金町 5番地の1	静岡県労働福祉事業協会グループ 代表団体 一般財団法人静岡県労働福祉事業協会 理事長 富永 久雄	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで
静岡県静岡労政会館	静岡市葵区黒金町 5番地の1	静岡県労働福祉事業協会グループ 代表団体 一般財団法人静岡県労働福祉事業協会 理事長 富永 久雄	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで
静岡県浜松労政会館	静岡市葵区黒金町 5番地の1	静岡県労働福祉事業協会グループ 代表団体 一般財団法人静岡県労働福祉事業協会 理事長 富永 久雄	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで